

# 一般社団法人日本生活支援工学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本生活支援工学会（英文表記は、The Japanese Society for Wellbeing Science and Assistive Technology）とする。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区鳥越二丁目13番8号に置く。  
2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、超高齢及び少子社会において、高度化するテクノロジーを、高齢者・障害者を含む幅広い世代のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上にいかにより効果的に利用するか、その理念と方策を考え、健康支援・福祉政策策定のための提言をし、個人の尊厳、人間関係、生活の質などの観点から、すべての人の幸せなることを願い、医学、工学、社会福祉、心理学など生活に関連する学術・社会活動についての知見を広く結集し、連携と総合化によって、支援工学の確立と実践を行い、その進展と社会への貢献を図ることを目的とする。  
2 当法人は、学術の進展と社会への貢献を図る調整を進め、学際的に中立的機関としての役割を担うものである。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1)大会・講演会・展示会・講習(研修)会・見学会などの開催  
(2)機関誌、その他刊行物の発行  
(3)国内外の関係諸団体との連絡及び連携  
(4)研究の奨励・助成の促進及び表彰  
(5)学術・技術の発展に向けた人材育成  
(6)学術振興活動の奨励及び表彰  
(7)社会貢献に向けた啓発・普及の推進  
(8)生活支援工学の実践に関する調査・研究及び社会への提言  
(9)生活支援工学の体系化  
(10)生活支援機器に関する規格化・標準化  
(11)その他当法人の目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 会員及び社員

(種別)

第6条 当法人は、次の5種による会員から構成され、正会員から選出される代議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員：当法人の目的に賛同し、当法人の対象とする領域、又は、それと関連ある領域において、相当程度以上の学術、又は、経験を有する者
- (2) 準 会 員：当法人の目的に賛同し、当法人の対象とする領域、又は、それと関連ある領域において熱意と見識を有する者
- (3) 学生会員：当法人の目的に賛同する学生であって、当法人の対象とする領域、又は、それと関連ある領域に高い関心を有する者
- (4) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、その事業を賛助する個人、法人及び団体
- (5) 名誉会員：当法人の発展に多大な貢献があった者で、理事会が推薦し、社員総会により決議された個人

(代議員の設置等)

第7条 当法人に代議員を置くことができる。

- 2 代議員の人数は55名以内とする。
- 3 代議員は、理事会において定める代議員選出規程に基づく選挙により選出する。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。
- 7 代議員が社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解

散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

8 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

9 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

（会員の権利）

第8条 社員でない正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第9条 入会希望者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程（以下「入退会規程」という）に定める基準により、理事会においてその可否を決議し、これを本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第10条 会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を2年間滞納したとき。
- (2) 当法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) 当法人の事業を妨害したとき
- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は、当法人の目的に反する行為があったとき

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届が提出されたとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (5) 賛助会員である団体又は法人が解散したとき

第14条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。代議員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 会議

(種類)

第15条 当法人が設置する会議は、社員総会及び理事会とする。

### 第4章 社員総会

(種類)

第16条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第17条 社員総会は、社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、各社員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費に関する規程
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額及びその規程
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 定時社員総会は、代表理事が招集する。定時社員総会の招集は、少なくとも30日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的記録等をもって正会員に通知する。
- 3 臨時社員総会は、理事会が必要と認めるとき、又は総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議に付議すべき事項を示して招集を請求されたときは、代表理事が招集する。請求により臨時社員総会を開催するときは、請求のあった日から1ヶ月以内にこれを開催しなければならない。
- 4 臨時社員総会の招集は、少なくとも10日前までに、その会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録等をもって、代議員に通知しなければならない。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議

長を選出する。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員が有する議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費に関する規程
- (2) 会員の除名
- (3) 理事の選任及び解任
- (4) 監事の選任及び解任
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (8) 解散
- (9) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、社員による投票を行い、候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第23条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を当法人に提出しなければならない。

(決議又は報告の省略)

第24条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 代表理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規程)

第26条 社員総会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規程による。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事(会長) 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 3名以上35名以内
- (4) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、理事のうち5名以内を副会長とすることができる。

3 代表理事、副会長以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とすることができる。ただし、業務執行理事は代表理事、副会長を兼ねることはできない。

(顧問を設置)

第28条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表理事を務めたことのある者または理事会で決議された者とする。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第29条 顧問は、代表理事へ助言し、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。ただし、理事会の議決に加わることはできない。

(アドバイザーを設置)

第30条 当法人にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザは、理事会が選任する。

3 アドバイザは、代表理事及び理事会へ助言し、当法人に有益な情報を提供する。

4 アドバイザは、当法人の正会員の中から選任する。ただし、正会員以

外からも選任できる。

(評議員の設置)

第31条 当法人に評議員を置くことができる。

2 評議員は、正会員の中から理事会の推薦する者を会長が委嘱する。

(評議員の職務)

第32条 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じ、当法人の運営について理事会に答申する。

(任期)

第33条 評議員の任期は、第38条第1項の規定を準用するが、この場合は、「役員」及び「理事及び監事」を「評議員」と読み替えるものとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第34条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(役員を選任等)

第35条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副会長及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務執行の決定に参画する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、代表理事を補佐し、本条第4項の場合には業務を執行する。業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び本条第4項の場合における副会長並びに業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。



- 4 代表理事に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ代表理事が理事会の決議を経て指名した順序により、副会長がその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査し、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 8 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第38条 理事及び監事の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条第1項第3号又は第4号に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員)の損害賠償責任とその免除)

第39条 役員は、その任務を怠ったときは、一般法人法第111条第1項の規定に従い、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、役員)の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、理事会の決議によって、一般法人法第113条第1項に定める範囲内において免除することができる。

3 当法人は、一般法人法第115条の規定により、理事(業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。)及び監事との間に同法第111条の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(役員)の報酬等)

第40条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事)の取引の制限)

第41条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第55条に定める財産管理運用規程によるものとする。

## 第6章 理事会

(種類)

第42条 理事会は、通常理事会、臨時理事会及びオンライン理事会とする。

(構成)

第43条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第44条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第39条第2項の責任の免除及び同条第3項の責任限定契約の締結

(開催)

第45条 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に対して招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第37条第5項の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- (5) オンライン理事会は、電子メールの交換等によって行われる理事会であり、臨時理事会招集を待つことができない緊急の理事会決定を要する場合に、代表理事の招集により開催することができる。

(招集)

第46条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び第37条第5項ただし書の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第37条第5項本文に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第47条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第48条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第49条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第50条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規程)

第52条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

## 第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第53条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で決議した財産

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という)第5条第16号に規定する、第4条の目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産(以下「公益目的不可欠特定財産」という。)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第54条 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第55条 当法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第56条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第57条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更の必要のある場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第58条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(定款の変更)

第59条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第60条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属及び剰余金の分配禁止)

第61条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を一切行わない。

## 第8章 委員会

(委員会)

第62条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、分科会及び委員会を設置することができる。

- 2 分科会長と委員長は、正会員、代議員、又は理事の中から理事会の決議により選任する。
- 3 分科会、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設置等)

第63条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。事務局長は当法人の会員とする。
- 3 事務局長及び所要の職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第64条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 雑則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第66条 当法人は、当法人に財産を贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第67条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人設立の登記の日から平成30年3月末日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第68条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

氏名 藤江 正克

氏名 土肥 健純

氏名 川澄 正史

氏名 藤本 浩志

氏名 山下 和彦

(設立時役員)

第69条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 氏名 藤江 正克

氏名 川澄 正史

氏名 藤本 浩志

氏名 山下 和彦

設立時監事 氏名 土肥 健純

設立時代表理事 氏名 藤江 正克

(法令の準拠)

第70条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成29年3月8日